

事業報告書				
医療法人整理番号		00052		
報告期間	自	令和7年4月1日		
	至	令和8年3月31日		
1 事業報告書の概要				
	(1) 名称	医療法人社団三思医光会		
		分類①	社団（出資持分あり）	
		分類②	出資額限度法人	
		分類③	基金制度不採用	
	(2) 事務所の所在地	都道府県	群馬県	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
		市区町村	みどり市	
		町名・番地	笠懸町阿左美 1 1 5 5 番地	
		建物名		
			従たる事務所の記載はこちら	
	(3) 設立認可年月日		昭和50年12月16日	
	(4) 設立登記年月日		昭和51年1月12日	
	(5) 理事長の氏名	姓	駒井	
		名	太一	
		役員及び評議員の人数	21	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら		
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）		記載はこちら		
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）		記載はこちら		
(2) 附帯業務		記載はこちら		
(3) 収益業務		記載はこちら		
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項		記載はこちら		
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債		記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債		記載はこちら		
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設		記載はこちら		
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容		記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。	
(9) その他		記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）	

様式 1 : 1-(2)

事業報告書			
1-(2) 従たる事務所の所在地			
都道府県	市区町村	町名・番地	建物名

様式 1 : 1-(5)

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 1：2-(1)

事業報告書											
2-(1) 本来業務 （開設する病院、診療所（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）											
種類	施設の名称	指定管理	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数						
					一般病床	療養病床	医療保険	介護保険	精神病床	感染症病床	結核病床
病院	東邦病院		1012710032	群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番の1	221	222	0	0	0	0	0
病院	くすの木病院		1011210091	群馬県藤岡市藤岡字新町道東607番地の22	160	54	0	0	0	0	0
診療所	ひかりクリニック		1010210787	群馬県伊勢崎市間野谷町1114番地							
診療所	森の診療所		1012410807	群馬県桐生市広沢町2丁目中島3208番地1							
病院	駒井病院		1011010343	群馬県高崎市矢島町449番地2	0	100	0	0	0	0	0
診療所	赤城クリニック		1011011093	群馬県高崎市下小埜町327番地2							
病院	おうら病院		1013010176	群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3233番地1	39	41	0	0	0	0	0

- 注） 1． 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
- 2． 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
- 3． 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(1)

事業報告書						
2-(1) 本来業務 (介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）						
種類	施設の名称	指定管理	施設の介護事業所番号	開設場所	入所定員	通所定員
介護老人保健施設	クラトーホー		1050380037	群馬県桐生市広沢町二丁目 3 2 0 8 番地 1	56	40
介護老人保健施設	クラトーホー		1050380060	群馬県桐生市広沢町二丁目 3 2 0 8 番地 1	24	0
介護老人保健施設	和光園		1050280013	群馬県高崎市矢島町449番地2	100	40
介護老人保健施設	ケアピース		1050280054	群馬県高崎市中豊岡町 1 1 6 8 番地 1	100	30
介護老人保健施設	おうらの光		1050580057	群馬県邑楽郡邑楽町篠塚3233 番地1	50	30

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、指定管理の欄に記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

様式 1 : 2-(2)

事業報告書			
2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）			
種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
訪問看護ステーション・トーホー		群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地	
訪問看護ステーション・あさひ		群馬県藤岡市藤岡字新町道東623番地の18	
認知症対応型共同生活介護トーホー及び介護予防認知症対応型共同生活介護トーホー		群馬県みどり市笠懸町阿左美3279番地の3	
指定居宅介護支援事業所くすの木病院		群馬県藤岡市藤岡字新町道東623番地の18	
指定居宅介護支援事業所クラトールホー		群馬県桐生市広沢町2丁目中島3208番地1	
認知症対応型共同生活介護クラトールホー及び介護予防認知症対応型共同生活介護クラトールホー		群馬県桐生市広沢町2丁目3254番地8	
えんじよいday クラトールホー（通所介護事業及び第1号通所事業）		群馬県桐生市広沢町2丁目3236番地1	
認知症対応型共同生活介護クララ相生及び介護予防認知症対応型共同生活介護クララ相生		群馬県桐生市相生町2丁目368-6	
シニアグランドホームブルーメンハイム・トーホー（有料老人ホーム）		群馬県太田市藪塚町3446番地1	
特定施設入居者生活介護シニアグランドホームブルーメンハイム・トーホー及び介護予防特定施設入居者生活介護シニアグランドホームブルーメンハイム・トーホー		群馬県太田市藪塚町3446番地1	
ショートデイセンタークララ広沢（短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業、通所介護及び第1号通所事業）		群馬県桐生市広沢町2丁目3248番地1	
認知症対応型共同生活介護クララ梅田及び介護予防認知症対応型共同生活介護クララ梅田		群馬県桐生市梅田町385番地4	
サービス付き高齢者向け住宅クレイン東邦		群馬県みどり市笠懸町阿左美3276番5	
訪問介護ステーションクレイン東邦（訪問介護事業、第1号訪問事業及び障害福祉サービス事業）		群馬県みどり市笠懸町阿左美3276番5	
デイサービスセンタークレイン東邦（通所介護事業及び第1号通所事業）		群馬県みどり市笠懸町阿左美3276番5	
認知症対応型共同生活介護クララ笠懸及び介護予防認知症対応型共同生活介護クララ笠懸		群馬県みどり市笠懸町西鹿田634-5	
認知症対応型共同生活介護花時計及び介護予防認知症対応型共同生活介護花時計		群馬県桐生市広沢町3丁目字赤城林3764番地1	
訪問看護ステーションこすもす		群馬県高崎市矢島町449 番地 2	
高齢者あんしんセンター豊岡	高崎市からの受託事業	群馬県高崎市藤塚町202	
高齢者あんしんセンター八幡	高崎市からの受託事業	群馬県高崎市藤塚町202	
高齢者あんしんセンターこまい	高崎市からの受託事業	群馬県高崎市宿大類町921番地2	
認知症対応型老人共同生活援助事業とんぼ		群馬県高崎市上豊岡町913-3	

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
認知症対応型老人共同生活援助事業めだか		群馬県高崎市上豊岡町896-1	
認知症対応型老人共同生活援助事業うさぎ		群馬県高崎市上豊岡町896-2	
認知症対応型老人共同生活援助事業ビオラ		群馬県高崎市矢島町449番地2	
認知症対応型老人共同生活援助事業りんご		群馬県高崎市上豊岡町296-5	
認知症対応型老人共同生活援助事業のぞみ		群馬県高崎市下佐野町752-1	
認知症対応型老人共同生活援助事業野ばら		群馬県高崎市矢島町21	
オレンジデイサービス（認知症対応型通所介護事業）		群馬県高崎市矢島町20	
特定施設入居者生活介護いきいき及び介護予防特定施設入居者生活介護いきいき		群馬県高崎市西島町木ノ宮376-4	
サービス付き高齢者向け住宅はるかライフ、特定施設入居者生活介護はるかライフ及び介護予防特定施設入居者生活介護はるかライフ		群馬県高崎市上豊岡町910-1	
ケアピースデイ えんがわ（通所介護事業及び第1号通所事業）		群馬県高崎市上豊岡町1165	
ケアステーションピース安中（短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業、通所介護事業及び第1号通所事業）		群馬県安中市宿桐の木2180-2	
ケアステーションピース佐野（通所介護事業及び第1号通所事業）		群馬県高崎市下佐野町752-1	
特定施設入居者生活介護ふくふくピース及び介護予防特定施設入居者生活介護ふくふくピース		群馬県高崎市下佐野町752-1	
特定施設入居者生活介護さんさん及び介護予防特定施設入居者生活介護さんさん		群馬県高崎市矢島町中沖20	
ケアステーションピース榛名（通所介護事業及び第1号通所事業）		群馬県高崎市高浜町1166-8	
居宅介護支援事業所ひかり		群馬県高崎市矢島町449番地2	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を委託管理の欄に記載すること。

様式 1 : 2-(3)

事業報告書		
2-(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）		
種類	実施場所	備考

様式 1 : 2-(4)-(9)

事業報告書	
2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	
日付	議決又は同意した事項
令和7年4月1日	医療法人社団醫光会との合併契約書の承認。
令和7年5月12日	訪問看護ステーションクレイン東邦廃止に関する件。
令和7年6月23日	令和6年度事業報告及び決算承認。
令和7年10月6日	赤城クリニック閉院に関する件。
令和7年11月27日	旧医療法人社団醫光会の令和7年度（令和7年4月1日～令和7年9月30日）事業報告及び決算承認。
令和8年3月23日	令和7年度事業計画、予算、借入金最高限度額の承認及び理事監事の選任。役員報酬総額の承認。
令和8年3月26日	ケアステーション ピース榛名の閉鎖に関する件。
注）2-(5)、2-(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。	

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

発行総額	申込期間（開始日）	利率	資金使途	償還方法	医療機関債を引き受けた医療法人名
申込単位	申込期間（終了日）	払込期日		償還期限	
注）医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。 医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。					

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

医療機関債名	発行元医療法人名	購入総額	償還期間（開始日～終了日）	

注)
1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付	開設（許可を含む）した主要な施設
令和7年10月1日	介護老人保健施設和光園
令和7年10月1日	介護老人保健施設ケアピース
令和7年10月1日	介護老人保健施設おうらの光
令和7年10月1日	訪問看護ステーションこすもす
令和7年10月1日	高齢者あんしんセンター豊岡
令和7年10月1日	高齢者あんしんセンター八幡
令和7年10月1日	高齢者あんしんセンターこまい
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業とんぼ
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業めだか
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業うさぎ
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業ピオラ
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業りんご
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業のぞみ
令和7年10月1日	認知症対応型老人共同生活援助事業野ばら
令和7年10月1日	オレンジデイサービス（認知症対応型通所介護事業）
令和7年10月1日	特定施設入居者生活介護いきいき及び介護予防特定施設入居者生活介護いきいき
令和7年10月1日	サービス付き高齢者向け住宅ほかほかライフ、特定施設入居者生活介護ほかほかライフ及び介護予防特定施設入居者生活介護ほかほかライフ
令和7年10月1日	ケアピースデイ えんがわ（通所介護事業及び第1号通所事業）
令和7年10月1日	ケアステーションピース安中（短期入所生活介護事業、介護予防短期入所生活介護事業、通所介護事業及び第1号通所事業）
令和7年10月1日	ケアステーションピース佐野（通所介護事業及び第1号通所事業）
令和7年10月1日	特定施設入居者生活介護ふくふくピース及び介護予防特定施設入居者生活介護ふくふくピース
令和7年10月1日	特定施設入居者生活介護さんさん及び介護予防特定施設入居者生活介護さんさん
令和7年10月1日	ケアステーションピース榛名（通所介護事業及び第1号通所事業）
令和7年10月1日	居宅介護支援事業所ひかり
令和7年10月1日	居宅介護支援事業所あいあい
令和7年10月1日	ケアプランセンターピース安中（居宅介護支援事業所）
令和7年10月1日	居宅介護支援センターおうらの光

2-(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	
日付	他の法律、通知等において指定された内容
注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。	

2-(9) その他	
日付	記載事項
注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)	

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美 1 1 5 5 番地

※医療法人整理番号 00052

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	5,151,278	I 流動負債	3,006,516
現金及び預金	1,688,333	支払手形	
事業未収金	3,223,538	買掛金	672,766
有価証券		短期借入金	864,263
たな卸資産	137,454	未払金	395,613
前渡金	15,611	未払費用	179,193
前払費用	59,291	未払法人税等	280,484
その他の流動資産	27,051	未払消費税等	10,766
		前受金	
		預り金	151,238
		前受収益	11,277
		その他引当金	422,809
		その他の流動負債	18,107
II 固定資産	15,224,736	II 固定負債	8,086,933
1 有形固定資産	13,433,379	医療機関債	
建物	7,128,148	長期借入金	6,010,951
構築物	63,891	繰延税金負債	
医療用器械備品	364,473	その他引当金	1,906,624
その他の器械備品	294,890	その他の固定負債	169,358
車両及び船舶	21,438		
土地	2,735,448		
建設仮勘定	2,742,860		
その他の有形固定資産	82,231		
		負債合計	11,093,449
		純資産の部	
2 無形固定資産	557,750	科目	金額
借地権	141,000	I 出資金	54,800
ソフトウェア	406,945	II 積立金	9,227,765
その他の無形固定資産	9,805	圧縮積立金	234,585
3 その他の資産	1,233,607	特別償却準備金	5,897
有価証券	12,580	繰越利益積立金	8,987,283
長期貸付金			
保有医療機関債			
その他長期貸付金			
役員等長期貸付金	14,472		
長期前払費用	111,197	III 評価・換算差額等	
繰延税金資産	670,738	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	424,620	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	9,282,565
資産合計	20,376,014	負債・純資産合計	20,376,014

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美 1 1 5 5 番地

医療法人整理番号	00052
----------	-------

損 益 計 算 書
自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			15,153,100
2 事業費用			
(1) 事業費		13,545,149	
(2) 本部費			13,545,149
本来業務事業利益			1,607,951
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			1,752,990
2 事業費用			1,874,565
附帯業務事業損失			121,575
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			1,486,376
II 事業外収益			
受取利息		6,013	
その他の事業外収益		106,864	112,877
III 事業外費用			
支払利息		57,363	
その他の事業外費用		354	57,717
経常利益			1,541,536
IV 特別利益			
固定資産売却益			
その他の特別利益		262,294	262,294
V 特別損失			
固定資産売却損			
その他の特別損失		47,179	47,179
税引前当期純利益			1,756,651
法人税・住民税及び事業税		489,373	
法人税等調整額		2,235	491,608
当期純利益			1,265,043

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式第三号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 31日現在)

1. 資 産 額	20,376,014 千円
2. 負 債 額	11,093,449 千円
3. 純 資 産 額	9,282,565 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	5,151,278
B 固 定 資 産	15,224,736
C 資 産 合 計 (A + B)	20,376,014
D 負 債 合 計	11,093,449
E 純 資 産 (C - D)	9,282,565

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

様式5

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 三思医光会
理事長 駒井 太一 殿

私は、医療法人社団三思医光会の令和 7 会計年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8 年 6 月 2 3 日
医療法人社団 三思医光会

監事 神尾 聡

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による原価法を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）については旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物付属設備を除く）は定額法を採用しております。

平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物付属設備・構築物は定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法又は旧定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

期間均等償却を採用しております。

ただし、リサイクル預託金に関しては、償却を行っておりません。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法における貸倒引当金の繰入限度額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

なお、一般債権については、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であるこ

とから、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）における貸倒引当金の繰入限度相当額を計上しているものであります。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当医療法人は、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等については「繰延消費税額」に計上し、5 年間で均等償却を行っております。その他の控除対象外消費税等については、当会計年度の期間費用としております。

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

受け取った補助金等は受取の都度収益計上をしております。

なお、固定資産を取得する目的で受取った補助金等で法人税法上の圧縮記帳が認められている場合は剰余金処分により圧縮積立金を計上する積立金方式により処理しております。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理

リース取引開始日が、前々会計年度末日の負債総額が 200 億円未満である会計年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引については賃貸借処理によっております。

(3) ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

7 重要な会計方針を変更した旨等

退職給付に係る会計基準の適用時差異は、従来 15 年にわたり定額法により費用処理し、特別損失に計上しておりましたが、当会計年度末において、未処理額全額を一括費用処理する方法に変更しております。

この変更は、当医療法人が医療法人社団醫光会と吸収合併したことに伴い、適用時差異を同医療法人の会計方針に統一して一括費用処理することが、財務体質の健全

化に資するものと判断したことにより行ったものであります。

当該会計方針の変更は遡及適用され、会計方針の変更の累積的影響額は当会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

この結果、純資産変動計算書の繰越利益積立金の遡及適用後の期首残高が 494,439 千円減少しております。

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

該当なし

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保提供されている資産の種類及び額は、次のとおりであります。

単位：千円

科目	金額
土地	2,168,118
建物	4,508,506

(2) 担保に係る債務の種類及び額は、次のとおりであります。

単位：千円

科目	金額
短期借入金	—
長期借入金	4,976,663

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 貸借対照表において直接控除して表示した有形固定資産の減価償却累計額の総額

17,462,424 千円

(2) 賃貸借処理をしたファイナンス・リース取引

単位：千円

科目	リース料総額	未経過リース料
医療用器械備品	56,342	21,844
その他の器械備品	12,990	8,424
車両及び船舶	148,926	78,238
計	218,258	108,507

(3) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、賞与引当金及び退職給付引当金の否認額によるものであります。

(4) その他の事項

合併

当医療法人は、令和7年3月24日開催の社員総会において、当医療法人を吸収合併存続医療法人、当医療法人との間に同一の者による完全支配関係がある医療法人社団醫光会を吸収合併消滅医療法人とする吸収合併を、令和7年10月1日付で行うことを決議し、群馬県へ申請しておりました。

群馬県から認可を受けたことに伴い、上記の決議に基づき、令和7年10月1日付で医療法人社団醫光会の吸収合併を実行しました。

合併の概要

I 合併法人の名称及びその事業内容

(吸収合併存続医療法人)

名称 医療法人社団三思会

事業内容 医療業及び介護事業

(吸収合併消滅医療法人)

名称 医療法人社団醫光会

事業内容 医療業及び介護事業

II 法人結合日

令和7年10月1日

III 法人結合の法的形式

当医療法人を吸収合併存続医療法人、当医療法人との間に同一の者による完全支配関係がある医療法人社団醫光会を吸収合併消滅医療法人とする吸収合併

IV 結合後の法人の名称

医療法人社団三思医光会

V 合併の目的

医療の統合及び一元化による医療サービス品質の維持・向上

Ⅵ 引き継ぐ資産・負債の額

資産：10,601,974 千円

負債：6,904,216 千円

様式第四号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号 00052

純 資 産 変 動 計 算 書
(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

(単位:千円)

	出資金	積立金				評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
		圧縮積立金	特別償却準備金	繰越利益積立金	積立金合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
令和7年4月1日 残高	16,500	257,291	8,646	6,393,265	6,659,202				6,675,702
会計方針の変更による累積的影響額				△ 494,439	△ 494,439				△ 494,439
過及処理後令和7年4月1日 残高	16,500	257,291	8,646	5,898,825	6,164,763				6,181,263
会計年度中の変動額									
圧縮積立金の取崩		△ 22,706		22,706					
特別償却準備金の取崩			△ 2,750	2,750					
当期純利益				1,265,043	1,265,043				1,265,043
合併による増加	38,300			1,797,958	1,797,958				1,836,258
会計年度中の変動額合計	38,300	△ 22,706	△ 2,750	3,088,458	3,063,002				3,101,302
令和8年3月31日 残高	54,800	234,585	5,897	8,987,283	9,227,765				9,282,565

1. 純資産の変動事由及び金額の掲載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。
2. 評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、前会計年度末残高、会計年度中の変動額及び会計年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
3. 積立金及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

様式第五号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却 累計額又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差 引 当期末残高 (千円)
有形 固定 資産	建物	13,887,007	7,090,116		20,977,123	13,848,975	405,921	7,128,148
	構築物	279,581	272,023	635	550,969	487,078	5,752	63,891
	医療用器械 備品	1,661,559	699,843	68,382	2,293,019	1,928,546	135,508	364,473
	その他の器械 備品	844,768	532,281	361,222	1,015,828	720,939	69,148	294,890
	車両及び船舶	69,513	52,863	12,604	109,773	88,335	10,890	21,438
	土地	1,118,175	1,617,273		2,735,448			2,735,448
	建設仮勘定		2,742,860		2,742,860			2,742,860
	その他の有形 固定資産	29,897	450,611	9,725	470,783	388,553	45,855	82,230
	計	17,890,499	13,457,872	452,568	30,895,803	17,462,424	673,074	13,433,379
無形 固定 資産	借地権	112,477	30,082	1,560	141,000			141,000
	ソフトウェア	659,037	825,805	432,350	1,052,492	645,547	65,769	406,945
	その他の無形 固定資産	11,614	2,622		14,236	4,430	180	9,806
	計	783,128	858,509	433,910	1,207,727	649,977	65,949	557,750
その 他の 資産	出資金	1,867,630	6,450	1,861,500	12,580			12,580
	役員等長期 貸付金	21,320	14,740	21,570	14,490			14,490
	長期前払費用	55,048	103,687	27,636	131,098	19,901	40,539	111,197
	繰延税金資産	262,980	834,093	426,335	670,738			670,738
	その他の固定 資産	261,917	281,130	35,751	507,296	82,695	37,517	424,601
	計	2,468,894	1,240,100	2,372,792	1,336,203	102,596	78,055	1,233,607

1. 有形固定資産、無形固定資産及びその他の資産について、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
2. 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
3. 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
4. 合併、贈与、災害による廃棄、滅失等の特殊な事由で増加若しくは減少があった場合又は同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加は、その事由を欄外に記載すること。若しくは減少があった場合（ただし、建設仮勘定の減少のうち各資産科目への振替によるものは除く。）
5. 特別の法律の規定により資産の再評価が行われた場合その他特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として記載し、その増減の事由を欄外に記載すること。
6. 有形固定資産又は無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下である場合又は有形固定資産及び無形固定資産の当該会計年度におけるそれぞれの増加額及び減少額がいずれも当該会計年度末における有形固定資産又は無形固定資産の総額の5%以下である場合には、有形固定資産又は無形固定資産に係る記載中「前期末残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の欄の記載を省略することができる。なお、記載を省略した場合には、その旨注記すること。

注1

2025年10月1日に当医療法人を吸収合併存続医療法人、医療法人社団醫光会を吸収合併消滅医療法人とする吸収合併を実施した。

当該影響による当期増加額の主な内容は次のとおり。

建物	6,941,246千円
構築物	271,073千円
医療用器械備品	606,505千円
その他の器械備品	387,679千円
土地	1,580,908千円
建設仮勘定	2,739,340千円
その他の有形固定資産	324,700千円
ソフトウェア	494,698千円

当該影響による当期減少額の主な内容は次のとおり。

出資金	1,861,500千円
-----	-------------

注2

上記影響以外の当期増加額の主な内容は次のとおり。

ソフトウェア	331,107千円
--------	-----------

注3

当期減少額の主な内容は次のとおり。

その他の器械備品	359,265千円
----------	-----------

ソフトウェア	432,350千円
--------	-----------

様式第六号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	12,875	9,982		(※1) 18,875	3,982
貸倒引当金 (長期)	123	18		(※2) 123	18
退職給付引当金	838,573	(※3) 1,222,608	154,557		1,906,624
賞与引当金	292,109	422,809	292,109		422,809

1. 前期末及び当期末貸借対照表に計上されている引当金について、設定目的ごとの科目の区分により記載すること。
2. 「当期減少額」の欄のうち「目的使用」の欄には、各引当金の設定目的である支出又は事実の発生があったことによる取崩額を記載すること。
3. 「当期減少額」の欄のうち「その他」の欄には、目的使用以外の理由による減少額を記載し、減少の理由を注記すること。

(※1) 洗替による戻入額

(※2) 洗替による戻入額

(※3) 会計方針の変更による増加741,078千円、合併による増加263,322千円

様式第七号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

借 入 金 等 明 細 表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金				—
1年以内に返済予定の 長期借入金	547,175	864,263	1.16	—
長期借入金（1年以内に 返済予定のものを除く。）	3,580,553	6,010,951	0.78	令和25年
その他の有利子負債（長期未 払金）	93,169	165,345		令和8～11年
合 計	4,220,897	7,040,559	—	—

1. 短期借入金、長期借入金（貸借対照表において流動負債として掲げられているものを含む。以下同じ。）及び金利の負担を伴うその他の負債（以下「その他の有利子負債」という。）について記載すること。
2. 重要な借入金で無利息又は特別の条件による利率が約定されているものがある場合には、その内容を欄外に記載すること。
3. 「その他の有利子負債」の欄は、その種類ごとにその内容を示したうえで記載すること。
4. 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他の有利子負債については、貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額を注記すること。

注

長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及び長期未払金の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

区 分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	761,016	729,666	999,472	937,776
長期未払金	44,164	36,180	15,115	5,784
合 計	805,180	765,846	1,014,587	943,560

様式第八号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
出資金 ぐんまみらい信用組合	6,500	8,000
出資金 医師信用組合	840	420
出資金 桐生信用金庫	1,400	700
出資金 しののめ信用金庫	6,780	3,390
出資金 館林信用金庫		40
出資金 協同組合ケアサポート瑞穂		20
出資金 ケイ・シー・エム協同組合		10
計	15,520	12,580

1. 貸借対照表の流動資産及びその他の資産に計上されている有価証券について記載すること。
2. 流動資産に計上した有価証券とその他の資産に計上した有価証券を区分し、さらに満期保有目的の債券及びその他有価証券に区分して記載すること。
3. 銘柄別による有価証券の貸借対照表価額が医療法人の純資産額の1%以下である場合には、当該有価証券に関する記載を省略することができる。
4. 「その他」の欄には有価証券の種類（金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる種類をいう。）に区分して記載すること。

様式第九の一号

法人名 医療法人社団三思医光会
所在地 群馬県みどり市笠懸町阿左美1155番地

※医療法人整理番号	00052
-----------	-------

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本 来 業 務 事 業 費 用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	2, 222, 246		2, 222, 246	59, 388		2, 281, 634
給与費	7, 966, 913		7, 966, 913	1, 175, 513		9, 142, 426
委託費	913, 105		913, 105	218, 893		1, 131, 997
経費	710, 331		710, 331	197, 631		907, 961
売上原価						
その他の事業費用	1, 732, 554		1, 732, 554	223, 141		1, 955, 695
計	13, 545, 149		13, 545, 149	1, 874, 565		15, 419, 714

1. 売上原価には、当該医療法人の開設する病院等の業務に附随して行われるもの（売店等）及び収益業務のうち商品の仕入れ又は製品の製造を伴う業務について記載すること。
2. 中区分科目には、それぞれ細区分を設け、売上原価については、商品（又は製品）期首たな卸高、当期商品仕入高（又は当期製品製造原価）、商品（又は製品）期末たな卸高を、材料費、給与費、委託費、経費及びその他の費用については、その内訳を示す費目を記載する様式によることもできる。
3. その他の事業費用には、研修費のように材料費、給与費、委託費及び経費の二つ以上の中区分に係る複合費として整理した費目を記載する。

独立監査人の監査報告書

令和8年6月22日

医療法人社団三思医光会
理事会 御中

下吹越公認会計士事務所

公認会計士

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、医療法人社団三思医光会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第51期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記「7 重要な会計方針を変更した旨等」に記載されているとおり、法人は、退職給付に係る会計基準の適用時差異を、15年にわたり定額法により費用処理する方法から、未処理額全額を一括費用処理する方法に変更している。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私が報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類に対する意見表明の基礎となる、計算書類に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。